

令和7年度

大津市スポーツ推進委員のてびき



スポーツ課

# 大津市のスポーツ推進について

## （はじめに）

少子高齢化が加速し、高齢社会の到来、生涯学習・健康増進への意識の高まりなどに伴い、スポーツを行う目的やスポーツの内容も多様化し、行政に求められる役割も大きく変化しています。

国では、平成23年に50年ぶりにスポーツ振興法を改正し、「スポーツ基本法」が施行され、それに伴い、平成24年には、スポーツ基本計画が策定されました。また、令和4年3月には、今後のスポーツのあり方を見据え、令和4年度から令和8年度までの5年間で国等が取り組むべき施策や目標等を定めた「第3期スポーツ基本計画」を策定し、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

滋賀県においても、令和7年に「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が、「びわこ国体」以来44年ぶりに開催されます。

## （大津市のスポーツ推進）

スポーツ基本法第10条では、都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとしております。

この法律をもとに、本市においては、平成28年3月に「大津市スポーツ推進計画」を策定、令和3年3月に中間見直しとして、計画の改定を実施しました。本計画では「スポーツと共に創り 楽しむまち 大津」を目標像に掲げ、市民のスポーツに対する価値観の多様化、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う「新しい生活様式」への切り替えなど、スポーツを取り巻く社会状況が変化する時代の中で、スポーツに親しみ、笑顔で楽しめる環境を、市民が力を合わせて共に創っていくことができる社会の実現を目指す姿としています。

新型コロナウイルス感染症5類移行後、スポーツを楽しめる日常へと社会が歩み続ける中、令和7年に控える「滋賀国スポ・障スポ大会」を見据え、新たなスポーツを展開し、スポーツを通じて地域に一体感を醸成するきっかけをつくります。そして、地域の力で作られた環境の中で、子ども達がスポーツと楽しくふれあい、若い世代や子育て世代は仲間や家族とスポーツを楽しみ、高齢者の世代は運動をしながら健康な生活を送ることで、スポーツを通じて、すべての市民が“とびっきりの笑顔”になれるまちづくりを目指します。

## 大津市スポーツ推進委員の位置づけ

### (スポーツ推進委員の制度と役割)

国では、昭和32年の文部事務次官通達により体育指導委員制度が発足し、同36年に制定された「スポーツ振興法第19条」において、市区町村教育委員会任命の体育指導委員として法的に位置づけられました。

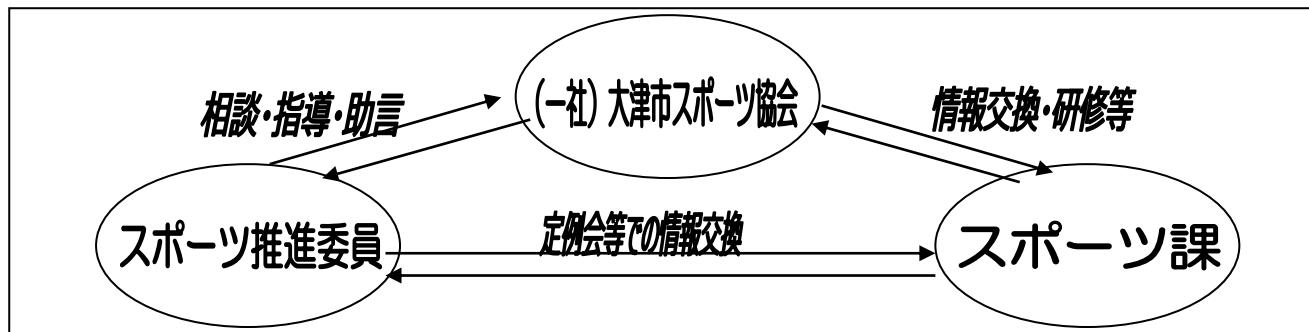
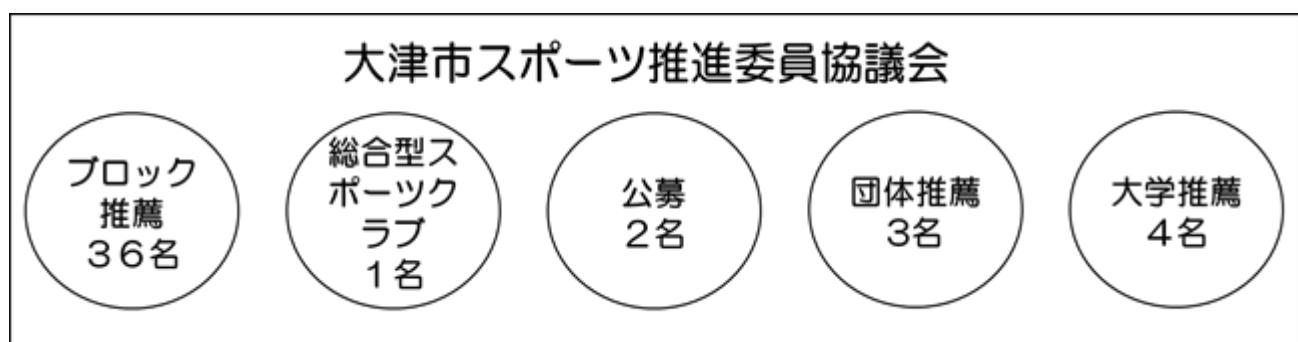
その後、平成23年に、「スポーツ振興法」が50年ぶりに抜本的に改正され、新たに「スポーツ基本法」が公布・施行されたことに伴い、「体育指導委員」は「スポーツ推進委員」へと名称が変更されました。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、市町村におけるスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者です。事業の企画・立案や運営のほか、地域住民・行政・スポーツ団体の間の円滑な連携の調整などを行い、地域スポーツの中核的役割を担うことが期待されています。

### (大津市スポーツ推進委員)

大津市においては、大津市スポーツ推進委員に関する規則（平成26年4月1日大津市規則第64号）で定められている公的な社会体育指導者であり、大津市長が委嘱した非常勤公務員です。市民の皆様が生涯スポーツ活動を実践できるよう、市や一般社団法人大津スポーツ協会等と連携し、実技指導や助言を行いさらには、企画・コーディネーターとしての役割を担います。（任期2年）

（現在の任期は、令和8年3月31日までです）



## スポーツ基本法（抜粋）

### （スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行なうものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## 大津市スポーツ推進委員に関する規則

### （趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規程に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他に關し必要な事項を定めるものとする。

### （職務）

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に關し、その分担する地域において次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 市その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に關し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に關し、求めに応じて協力すること。
- (6) 住民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前号に掲げるもののほか、住民のスポーツ推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域は、市長が定める。

### （定数）

第3条 委員の定数は、46人以内とする。

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### （服務）

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び規則に従い、かつ、市長の指示に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

### （研修）

第6条 委員は、その職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

### （その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員に關し必要な事項は、その都度市長が定める。

## ○報償費の支払について

大津市スポーツ推進委員については、スポーツ基本法に基づき、年間を通じてスポーツ推進のために活動するとともに、非常勤職員として本市のスポーツ事業の企画および運営を担っていただいていることから、年額8万5千円（源泉分含む）の活動謝礼を支出しています。

## ○保険について

スポーツ推進委員の皆様につきましては、非常勤公務員であるため、活動中の怪我・事故等については、公務災害が適用されることになります。事故等が発生した場合、病院の支払い窓口では、大津市の非常勤公務員である大津市スポーツ推進委員である旨を伝え、公務災害適用の可能性がある事を必ず伝えてください。また、下記の連絡先までご連絡ください。

## 連絡先

### 大津市市民部スポーツ課

所在 〒520-0805 大津市石場10番53号  
電話 077（528）2637  
ファックス 077（522）5660  
E-mail otsu2405@city.otsu.lg.jp



## 大津市スポーツ推進委員のてびき

初版 平成30年4月 1日 発行  
平成31年4月 1日 一部改正  
令和 2年4月 1日 一部改正  
令和 3年4月 1日 一部改正  
令和 3年7月19日 一部改正  
令和 4年4月 1日 一部改正  
令和 6年4月 1日 一部改正

発行者

大津市市民部スポーツ課